

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年4月16日(2009.4.16)

【公表番号】特表2004-518721(P2004-518721A)

【公表日】平成16年6月24日(2004.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2004-024

【出願番号】特願2002-564496(P2002-564496)

【国際特許分類】

C 07 D 207/34	(2006.01)
A 61 K 31/496	(2006.01)
A 61 P 9/00	(2006.01)
A 61 P 9/04	(2006.01)
A 61 P 9/06	(2006.01)
A 61 P 9/10	(2006.01)
A 61 P 13/08	(2006.01)
A 61 P 13/12	(2006.01)
A 61 P 35/00	(2006.01)
A 61 P 43/00	(2006.01)

【F I】

C 07 D 207/34	
A 61 K 31/496	
A 61 P 9/00	
A 61 P 9/04	
A 61 P 9/06	
A 61 P 9/10	
A 61 P 9/10	1 0 1
A 61 P 9/10	1 0 3
A 61 P 13/08	
A 61 P 13/12	
A 61 P 35/00	
A 61 P 43/00	1 1 1

【誤訳訂正書】

【提出日】平成21年3月2日(2009.3.2)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

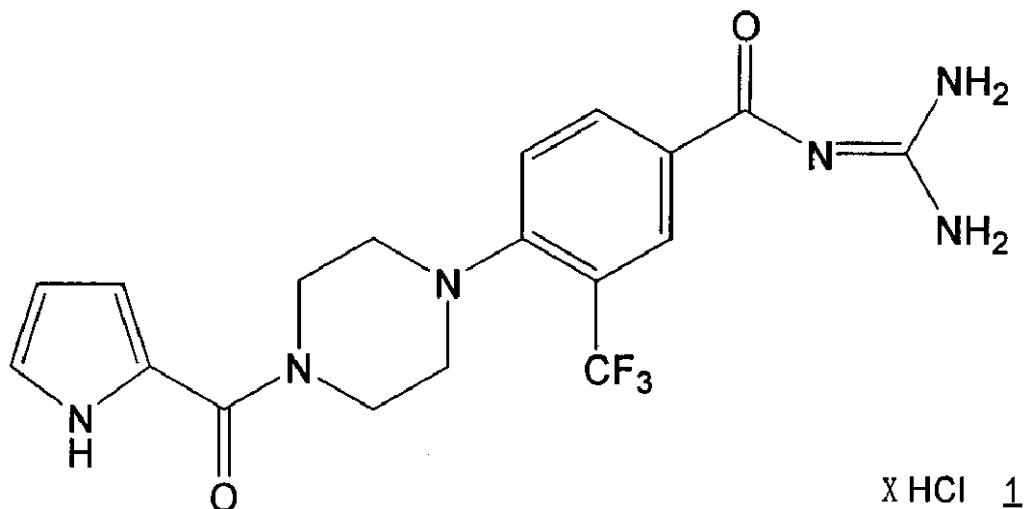
【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記式1で表される4-[4-(2-ピロリルカルボニル)-1-ピペラジニル]-3-トリフルオロメチル-ベンゾイルグアニジン塩酸塩。

【化1】



【請求項 2】

その水和物の1つの形態で存在する請求項1に記載の化合物。

【請求項 3】

その一水和物の形態で存在する請求項1又は2に記載の化合物。

【請求項 4】

その半水和物の形態で存在する請求項1又は2に記載の化合物。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0006

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0006】

活性物質の結晶性改質 (crystallization) は、医薬組成物の活性に影響し得るので、できる限り、結晶形態で存在する活性物質の現存多形 (existing polymorphism) を明らかにする必要がある。活性物質の異なる多形改質が存在する場合、活性物質の結晶性改質その後の医薬調製において変化しないことを確実なものにする点に留意する必要がある。別に、これは、薬剤の再現性活性に対する悪影響を有するかもしれない。これに関連して、制限された多形により特徴付けられる活性物質が好ましい。

配合物の選択及び配合物の製造方法の選択に依存して、ある環境下において特に重要なかも知れない別の基準は、活性物質の溶解性である。例えば医薬溶液 (例えば注入用) が好ましい場合、活性物質が薬学的に許容可能な溶剤に十分に溶解性であることが必須である。十分に溶解性の活性物質は、また、経口投与用医薬組成物に特に重要である。

本発明の目的は、強力な医薬的活性により特徴付けられるのみならず、上記物理化学的要件をできる限り満たす医薬的に活性な物質を製造することである。